

W A C ! (わっく) おばま規約

(名称)

第 1 条 本会は、W A C ! (わっく) おばまと称する。

(事務所)

第 2 条 本会は事務所を小浜市小浜白鬚 1 1 2 番地に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、小浜市を中心にボランティアを始めとする市民活動を行っている個人や団体を対象に相互の連絡や活動を支援し市民活動の活性化および地域の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報の収集と発信を行う事業
- (2) 団体のネットワークの構築と交流を拡大する事業
- (3) 市民活動を行う個人および団体を支援する事業
- (4) 小浜市ボランティア・市民活動交流センター（以下「交流センター」という。）の運営事業に対する協力
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業

(組織)

第 5 条 本会は、会の目的に賛同するもので構成する。

(入会)

第 6 条 本会に入会しようとするものは、会長に申し込み承諾を受けるものとする。

(協賛金)

第 7 条 本会の運営を円滑にしていくため、次の協賛金を納入することができる。

- (1) 会の目的に賛同する個人および団体 一口 1 , 0 0 0 円

(運営委員会の設置および役員)

第 8 条 本会の運営のため運営委員会を設置し次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 運営委員 若干名
- (4) 監事 2 名

(選任等)

第 9 条 会長および副会長は、運営委員の互選とする。

2 運営委員および監事は会長が指名する。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐しその職務を代行する。

3 運営委員は本会の業務を執行する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(任期等)

第11条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない

(運営委員会の機能)

第12条 運営委員会は、会長、副会長、運営委員をもって構成する。

2 運営委員会は、会長が召集する。

3 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

4 運営委員会は、次の事項について審議し、決定する。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画および予算に関すること

(3) 事業報告および決算に関すること

(4) その他運営に関する必要な事項

5 運営委員会は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、必要と認めるときは、運営委員会に委員以外の使用登録団体の代表者等の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(事務局)

第13条 本会の運営を円滑に行うため事務局を置く。事務局職員は会長が指名する。

(経費)

第14条 本会の経費は、協賛金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

(細則)

第16条 この規約の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

1 . この規約は、平成16年7月16日より施行する。

2 . 本会の設立当初の役員は、第8条の規定にかかわらず、別表のとおりとする。

- 3 .この会の設立当初の役員の任期は、第 1 1 条の規定にかかわらず、平成 1 6 年 7 月 1 6 日～平成 1 7 年 3 月 3 1 日までとする。
- 4 .設立当初の事業年度は、第 1 5 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 1 7 年 3 月 3 1 日までとする。